

## ベル通商法のフィリップン經濟に及ぼす影響

滝川 勉

フィリップンはほとんど四百年にわたつて、西欧の植民地的支配を受けてきた。ナショナルイズムは昔から盛んで、ホセ・リサールの名は今日もなお知られている。戦後は東南アジア諸国のうちでも、もつとも早く政治的独立を獲得した。しかし、われわれはフクバラハップの運動を通じて、独立後もなおナショナルイズムの焰のおとろえていないことを、さらに政治經濟がけつして安定していかないことを知つた。このような原因は一体どこにあるのだろうか？ 独立を与えられたにもかかわらず、ナショナルイズムはなぜおとろえていないのか？ このような問題の背景が明らかになれば、戦後の澎湃たる東南アジア・ナショナルイズムの原因の一端がわかるであろう。もちろん、それにはフィリップン一国だけでも政治面・經濟面全般にわたつての広範な研究を必要とする。利用しうる資料・統計等の制約によつてそれが困難であるとすれば、その基本的な問題だけでもとり出すことは意味があるであろう。このような考えから戦後フィリップンと米國との政治・經濟の關係を若干検討してみた。全般的なものでないから、簡書程度を出さないものである。

フィリップンは、東南アジアにおいて、いまなお植民地的状態にある經濟を擁しながら、政治的には從屬から獨立

へと移行した国のものもつとも典型的な事例である。このフィリッピンにおける従属経済の性格は、貿易面においてとくに顕著であり、戦後の復興・再建の過程に生じた経済危機に集約的に表現せられた。われわれは、以下、戦後のフィリッピン貿易の特徴を明らかにしつつ、経済危機に至る過程をたどつてみよう。

フィリッピンの貿易面における第一の特徴は、輸入額がきわめて大きく、しかもその大部分が消費財であるということである。戦後、大体において正常な年と目される一九四八年の総国民所得は五、七一三百万ペソであつたが、同年の輸入額は一、一七二百万ペソに上り、その比率はおよそ二一％に及んだ。この比率は、四九年においてもほとんど同一であつた。ちなみにわが国の総国民所得中に占める輸入額の比率は、四八年に二・四％、四九年に八・三％にすぎなかつた。この老大な輸入額の大部分は、消費財をもつて構成されている。第一表によれば

第1表 総輸入額中に占める主要輸入品の比率

	1938年	1948年
1. 主要輸入品	%	%
食糧品	12.7	18.6
嗜好食糧品(煙を含む)	4.9	6.2
繊維製品	18.4	20.1
綿製品	16.4	12.1
その他繊維製品	2.0	8.0
油脂類	4.2	6.3
車輛および部品	6.1	5.6
鉄・鋼および同製品	8.3	4.9
その他金属製品	-	2.5
機械類	10.3	7.1
2. 消費財(推計)	62.9	75.7
3. 総輸入額	(100万ペソ) 265.22	(100万ペソ) 1,136.41

- (註) 1. 品目は主要なものだけに止めた。  
 2. 消費財については個々の商品別に集計したものであるが、推計の域を出ない。  
 3. 1948年の総輸入額中には金を含む。  
 総輸入額は fob.  
 UN, *Yearbook of International Trade Statistics 1950.*

四八年の総輸入額中に占める消費財の割合は推計七割五分に達し、そのうち繊維製品は約二〇％、食糧品は一八・六％、嗜好食糧品は六％であつた。その反面、機械類の輸入は七％程度にすぎなかつた。この消費財輸入偏重の傾向は、戦前に比べると戦後

はさらに強まっている。このことは、一面において戦災による民衆の消費財需要の増大と、国内工業生産の未発達を物語るものといえる。

貿易面における第二の特徴は、輸出品が少数の原料(加工)農産物に限定されていることである。戦前、フィリッピン(同製品)の三大輸出商品をもつて構成されていた。総輸出額中の占める三大商品の比率は、戦後さらに上昇して実に五分の四以上に達した。すなわち、四八年における同上比率は八九%、四九年には八四%であつた。戦前における輸出品の王座はいうまでもなく砂糖であつたが、戦後その地位は著しく減退し、それに代つてココナット(同製品)が首位にのし上り、四八年には総輸出額中の七割を占めるに至つた。四九年には主として市価の下落により、その比重は幾分低下したが、それでも五割以上に達している(第二表参照)。

このように少数の輸出農産物に生産が単純化しているフィリピンの経済は、海外需要の変動につれてきわめて不安定ならざるをえないであろう。後進国の輸出農産物の価格変動が国際的にいかに甚だしいものであるかは、戦後国連が試みた分析(Instability in Export Markets of Under-Developed Countries, 1952)によつても明らかである。輸出農産物に対する需要の下落は、生産者の所得低下を招来する。戦前(一九三九年)には六〇〇万以上の人口、すなわち総人口の三八%がこれらの輸出農産物

第2表 総輸出額中に占める主要輸出品の比率

	1938年	1948年	1949年
コナツト・品	25.9	70.1	53.2
砂糖	40.2	7.0	18.6
マニラ麻・品	10.0	11.7	12.6
同上合計	76.1	88.8	84.4
総輸出額	(100万ペノ) 228.7	(100万ペノ) 591.8	(100万ペノ) 486.5

(註) 総輸出額(金を除く)はfobで再輸出を含む。  
UN, *Ibid.*

によつて生活を維持したといわれ、現在同一比率の人口は八〇〇万以上に達するから、農産物輸出の減退が直接民衆の生活を脅かす度合は大きい。さらに農産物輸出の減退は、外国為替取得の減退を通じて、フィリッピンの生活必需品の輸入能力を低下せしめるから、間接的にも民衆の生活に影響するところは大である。

少数の輸出農産物に生産の専門化が進むかぎり、輸入需要は増大する。したがつて、このジレンマから脱却するためには、国内市場向生産の増大と経済の多角化が要請される。しかし、今日のフィリッピンの社会・経済的條件からすれば、このことはきわめて困難なように思われる。一九五一年の総人口は、戦前の一九三七年に比して三四%も増大しているが、同期間における総合生産指数は一二%、そのうち工業生産指数は二六%の上昇を示したにすぎなかつたのである。

貿易面における第三の特徴は、米国との貿易関係がきわめて密接であるということである。一九三八年におけるフィリッピンの総輸入額中に占める対米輸入の比率は六九%であつたが、この比率は戦後著しく高まり、四八年には八三%、四九年には八一%に上昇した。一方、輸出面についてみると、四八年の総輸出額中に占める米国向輸出の比率は六六%で、この比率は戦前に比してかなり低下したが四九年にはふたたび上昇に転じて七二%に達した(第三表)。このようにフィリッピンの貿易面においては、輸出・輸入を通じて、米国とのリンク貿易の性格が著しく強いが、この傾向は戦後とくに輸入面において強まつている。

以上フィリッピンの貿易面にみられる基本的な特徴を指摘したが、さらにつけ加えるべきことは、戦後フィリッピンの貿易バランスが著しく不均衡化したということである。ここに一九

第3表 総輸出入額中に占める米国の比率

		1938年	1948年	1949年
輸 入	出	78.1%	66.0%	72.0%
	入	68.5	82.9	80.8

(註) UN, *Ibid.*

第4表 輸出入の動向  
(単位：100万ペソ)

	輸 出	輸 入	バ ラ ンス
1940年	312	270	→ 42
1946年	128	592	→ 463
1947年	529	1,023	→ 494
1948年	636	1,170	→ 535
1949年	508	1,173	→ 665
1950年	674	685	→ 11
1951年	819	963	→ 143
1952年	704	841	→ 138

(註) 輸出、輸入とも fob.  
Central Bank of the  
Philippines, *Fourth Annual  
Report 1952*, p 241.

五〇年の経済危機をひき起した重要な原因の一つがある。戦後の輸出入の動向は第四表にみられる通りであるが、輸出が伸び悩んでいる反面、輸入需要はきわめて旺盛で、その結果累年逆調の傾向を示し、四七、四八年の入超額は、それぞれ四九四百万ペソ、五三五百万ペソに達した。かくて戦後米国がフィリピンに与えた二〇億ドル余の援助資金は、この二カ年ばかりの間にほとんど消散してしまい、政府の外国為替保有量は四五年末の六四七百万ドルから四九年末には二六〇百万ドルに激減した。この貿易逆調の問題には、さらに政府財政の逼迫がつけ加わった。すなわち、戦後のフィリピン財政はその放漫性と課税政策の欠陥から、恒常的な赤字を累積し、その総計は一九四六年二月から五〇年六月までに四六一百万ペソに達した。この膨大な財政赤字の累積は、種々の財政借款、米国復興金融公社からの借款、政府公債の発行等によつて補填されたが、これによつてフィリピン経済には多大のインフレ要因が生ずるとともに、貨幣価値は著しく不安定化するに至つた。一九五〇年には、一ペソ＝三〇セントの間レートが発生し、ペソの対米ドル価値は公定を四割方下廻つた。この間、工業部

面に対する資本投下はきわめて微弱で、資本は大部分商業・貿易面等流通部門に流出し、国内産業の発展は遅々として進まなかつた。貿易面における著しい逆調、および国家財政の窮迫から、一九五〇年に経済危機はその頂点に達した。

これよりさき、一九四七年六月、米比財政合同委員会 (Joint Philippine-American Finance Commission) は、フィリピン政府に対してつぎのごとき勧告を行つた。(1) 中央銀行の創設と通貨

管理制度の採用、(2)奢侈品その他非基本物資に対する輸入統制の実施、がこれである。前者は一九四八年六月、中央銀行法 (Central Bank Act) の制定として結実し、ここに経済開発計画に対する融資を一元化する見透しが得られた。一方、輸入統制の実施については、主としてマニラ在住の米国人業者からの強力な反対を受け (輸入商社の大部分は米国人の手中にある)、四九年の第二次輸入統制法はまさに有名無実化するに至つた。四九年の入超額は、六六五百万ペソに達し、戦後最高を記録した。輸入統制がはじめて効力を發揮するに至つたのは、五〇年の第二次輸入統制法による。これによつて、同年の輸入額は四九年の一、一七三百万ペソから六八五百万ペソに激減し、米国大統領の認可によつて実施された四九年の為替統制ともあいまつて、フイリップピンのドル・ボジションは著しく改善された。五年の前半期には国内インフレの再発を懸念して、輸入統制は緩和されたが、このため朝鮮動乱による値上り消費物資が過剰に輸入され、ふたたび一四三百万ペソの入超が生じた。政府の為替保有量は、五一年末に三〇四百万ドルに転落した。かくて五一年には非基本物資の輸入を強力に禁止、削減するために、米国大統領の認可によつて第三次輸入統制法が制定され、はじめて生産計画と輸入計画を一致させることが可能となつた。この法は、輸入商品を(ごく少数の)非統制物資・基本物資・非基本物資・禁止物資に分類し、商品輸入の基準を嚴格に定めた。さらに政府は必要な新産業の創設に対して、四年間にわたる免税措置を採用した。この法律は四六年に国会を通過したものであつたが、しかし、新産業の創設は五〇年に眞に有効な輸入統制が実施されるまでは、ほとんど行われなかつたのである。これによつても、輸入統制にいたるまでの戦後の投資と復興の傾向が、戦前の状態とまつたく同様であつたことが判明する。

一九五〇年の輸入統制法が効力を発する前に、トルーマン大統領はフイリップピンの経済危機に対処して、前財務次

官ダニエル・W・ベルを長とする経済使節団 (Economic Survey Mission to the Philippines) を同地に派遣した。その結果は、同年一〇月、ベル報告 (Ball Report) として発表された。タイプ版百頁以上にのぼる大部なもので、世にフィリップス白書と呼ばれるものがこれである。ベル報告はもちろん完全なものとはいえない。しかし、同報告はこれまでの多くの報告とは比較にならぬほど、鋭くフィリップス経済の欠陥を指摘した。それは、低所得、生産の不足と非効率性、少数の輸出農産物に立脚する不均衡経済、米国市場への従属、封建的土地制度、少数者への富の集中、政府による計画化の無力、および破綻に要約される。ついで同報告は、生産の増大と生産能率の改善、賃銀および農家所得水準の向上、新雇傭機會の創出と耕地の拡大を目的として、つぎのごとく広範なる勧告を行つた。

- (1) 政府財政の健全化によるインフレーションの抑制。累進所得税制の実施と現行課税徴收機構の再検討。
- (2) 農業財源の拡充と農業振興機關の増設。小農に対する農業銀行の創設。大所有地の買収と土地再配分計画の実施。土地開墾の促進。
- (3) 新工業の奨励と経済多角化の促進。電力・輸送施設の提供。国营企業の整備・統合とフィリップス開發会社 (Philippine Development Corporation) の設立。
- (4) 輸入需要の削減と国際收支の均衡化促進。主要食糧・肥料を除くあらゆる商品輸入、および外国為替販売に対する二五%特別緊急課税の実施 (二カ年をこえない範圍)。現行米、比間、通商協定の再検討。
- (5) 公共保健・教育改善計画の実施。都市住宅施設の提供。自由な労働組合組織権の確立。農業労働者、その他に対する最低賃銀法の制定。
- (6) 政府の公正と能率を保証する行政機構の改善・再編成。公務員給与の増額。

(7) 経済発展五カ年計画に対する二五〇百万ドルの借款・贈与の提供。

第七項の米国援助資金の提供は、ベル報告に含まれる財政勧告の厳格なる実施を条件とし、さらに米国技術使節団の恒常的な監視と統制の下におかれることが規定された。<sup>(註)</sup> フィリップン政府は、同年一月、米國と協定をとり結びこの勧告に従つて、五一年三月以降、外國為替の販売に一七%の特別税を賦課する法律を制定し、工業・農業労働者に対する最低賃銀法を確立した。

(註) このベル勧告は、フィリップン側に多大の反響をまき起した。一月七日のマニラ紙は、政府顧問団が「ベル提案は主権を侵害する」ものとして計画を却下し、監督機関として米国技術使節団の派遣を拒絶したと報じた。この情勢を緩和するために來朝したウィリアム・C・フォスター経済協力局長官は、下院議員との会合で米比間の協同を強調したが、その後でつきのごとくつけ加えた。「協同はその双方に権利と義務を負わせることが明らかでなければならぬ。もちろん、われわれは協同者として、事態の適切な処理に正常な関心をもつものである。(だが)われわれはいかなる協同者とも同じく、投資が正当なる收益を産み出さないと考える場合には、投資を行わない、権利を保有する」(ニューヨーク・タイムス、一九五〇、一一・九)。米國の政府投資に対する考え方がここに示されている。

このベル報告がフィリップン経済の從屬性を指摘し、「現状勢に照らして」米比間通商協定の再検討を唱えたことは正当である。國家經濟評議會委員サルヴァドル・アラネタは、「フィリップンの疾患の基本的原因は、現行の米比間自由通商協定の不平等性にあり、フィリップン経済はこの貿易協定によつて戦前とほとんど変りない植民地經濟にされた」と述べている。そこでわれわれは、戦後フィリップンと米國との間にとり極められた通商協定の内容を検討する段階に到達した。

一八九八年に米国がスペインからフィリッピンを獲得した理由は、貿易面・投資面・および対支貿易の基地としての経済的価値を高く評価したからであつた。しかしながら、フィリッピンは米国の投資市場として、さらに対支貿易の基地として、期待したほどの利益をもたらさなかつたといわれる。一方、両国間の貿易量は、一九〇九年の自由貿易協定 (Payne-Aldrich Act) の締結以来恒常的に増大し、フィリッピンは戦後の独立に至るまで、米国の商品市場・原料市場としてきわめて有益な役割を演じた。この結果、フィリッピン経済が完全に植民地化したことはいふまでもなす。

一九四六年七月四日、フィリッピンはタイディングス・マックダフィー法 (Tydings-McDuffie Act, 1934) に基づいて正式に独立を与えられた。この独立にさき立ち、米国では戦後両国間の貿易関係をいかに調整するかがきわめて重大な問題となつた。四五年一〇月には、ミズリー州選出議員 C・ヤスパー・ベルは、フィリッピン通商法案を起草して下院に提出した。それは約半歳にわたる討議と多くの修正をへて、四六年四月、米国会を通過した。<sup>(註)</sup>この法律は同年七月フィリッピンの独立と同時にマニラで調印されたが、これによつて米比両国間のきわめて複雑な通商関係が二八年間 (協定の有効期限は一九七四年七月三日まで) にわたつて規定されたのである。

(註) 公式には一九四六年フィリッピン通商法 (Philippine Trade Act of 1946) と呼ばれるものであるが、一般には起草者 C・ヤスパー・ベルの名をとつてベル通商法と呼ばれている。一九五〇年のベル報告と混同してはならなす。

この協定は、一九四六年七月四日から一九五四年七月三日にいたる八年間を米国との自由貿易期間とし、残る協定

の有効期間、すなわち、一九七四年七月三日にいたる二〇年間を関税逓増期間（フィリピンからの特定商品の輸出については、無関税割当量の逓減期間）とした。一九五四年七月四日以降は、フィリピンに輸入されるあらゆる米国商品について、フィリピンの基本関税率が累年五%ずつ逓増的に賦課される。フィリピンから輸出される商品についても、米国の基本関税率が五%ずつ累年逓増的に賦課されることは同様である。二〇年後に関税率は一〇〇%に達し、両国の貿易商品について基本関税率が全面適用される。しかし、フィリピンから米国へ輸出される特定商品には、割当量が存在した。特定商品は、(1)砂糖・マニラ麻その他硬質纖維索條・米、(2)葉巻煙草・原料葉煙草・ココナット油・眞珠貝ボタンの二つの商品グループに分れる。(1)の商品については前述と同様の関税規定が適用されるが、これらの商品には年絶對的割当量 (absolute annual quota) が存在し、これを上廻る米国の輸入は許されない。(2)の商品についても、同様に年絶對的割当量が存在するが、この割当量については、一九五四年七月まで米国の関税は適用されない。しかしながら、それ以降は全割当量について関税率の逓増が適用される代りに、無関税割当量（五四年には絶對的割当量と同量）が累年五%ずつ減少し、七四年には無関税部分は消滅する。この逓減する無関税割当量を上廻つて輸入される部分（絶對的割当量を超えない範囲において）については、米国の基本関税率が一〇〇%適用される。米国内向フィリピン輸出商品の年絶對的割当量は左のごとくである。

砂 糖 八五〇,〇〇〇 ロング・トン

索 條 六,〇〇〇,〇〇〇 キン・マ

米 一〇四,〇〇〇,〇〇〇 キン・マ

葉 卷 煙 草 一〇〇,〇〇〇,〇〇〇 本

原料葉煙草

六、五〇〇、〇〇〇ポンド

ココナツト油

一、二〇〇、〇〇〇ロング・トン

眞珠貝ボタン

八五〇、〇〇〇グロス

(註) 米国会てこの法案が審議された当初、砂糖の割当量は八万五千ショート・トンであつたが、討議の結果、ロング・トンに修正された。これによつてフィリピンの砂糖輸出割当量は当初より一一%方削減されたわけである。この砂糖割当の削減は、フィリピンにおける甘蔗の耕植外再植を防止し、国内砂糖生産を助長するものとして弁護されたが、事實はキューバ糖生産者、および米国内キューバ糖精製業者の圧力によるものであつた。一方、原料葉煙草の割当量は、米国内葉巻煙草製造業者の要求により、当初の四五〇万ポンドから六五〇万ポンドに修正、増量された。

このように通商協定の期間が自由貿易期間と関稅遞増期間に区分されたこと、およびフィリピン輸出商品に対する絶対的割当制 (absolute quota system) の存在は、フィリピン經濟の植民地性を漸次脱却せしめるための経過措置として、弁護されるであらう。しかしながら、この関稅規定には輸入と輸出の量的制限について、事實上の互恵性が存在してはいないのである。すなわち、協定期間を通じて、米国のフィリピン向輸出については割当制限が存在してはいない。このことはフィリピンの輸入傾向を不当に強めるものであり、戦後龐大な入超をひき起したことも大きな要因となつたものである。さらに商品の割当權は、一方的に米国内側に保持せられている。米国内統領は米国内市場の保護のために、その他の商品についてもこの割当の適用範圍を拡大することが出来る。それとともに割当商品(米を除く)の輸出は、一九四〇年に米国内向輸出を行つた生産者に年々割当てられることになつた。これによつて、戦前貿易面において優位を占めた生産者の独占的地位が確保され、事實上、戦後の新規投資は著しく制約されるに至つた。戦前(一九三八年)、フィリピンにおける米国の總投資額二五八百万ドルのうち、その四割が砂糖・ココナツト

産業に向けられていた事実注目せよ。

さらにこの協定のうちで問題になるのは、通貨に関する規定である（第五條）。すなわち、この協定によつて米国大統領の同意なきかぎり、米ドルに対する通貨の価値は不変とされ、米ドルとペソの交換、およびフィリッピンから米国内への資本移動は無制限、自由とされたことである。この結果、フィリッピンの通貨、および為替自治権は完全に剝奪され、国内経済政策に必要な金融、および為替統制政策は事実上行いえないことになつた。さらに、この規定によつてフィリッピン通貨の対米ドル価値は、二対一の比率（一ドル＝二ペソ）で人為的にペソ高な水準に釘付けされることになつたが、これによつて戦後米国からの輸入がきわめて容易になつたことは明らかである。その逆に米国市場、その他国際市場におけるフィリッピン輸出業者の競争能力は著しく低下したが、フィリッピン政府がこの過高な通貨比率に照らして、米国向輸出を強要することは当然予想されるところであり、これによつて米比間貿易はますます密接なリンク關係を生ぜざるをえなかつた。ここに「ふたたび経済的独立ではなくて、ひき続く経済的従属關係が設定された」（グラランダー・リヴェット）のである。

米比間における自由貿易がいかに一方的なものであるかは、この通貨條項（currency provision）によつてよくよ明らかであろう。戦後フィリッピンが輸出入の不均衡から龐大な入超を記録し、このために一九五〇年の経済危機と国家財政の破産を生じたことはすでに述べたが、この輸入額膨脹のもつとも重要な原因がベル通商法の規定のうちであり、なかんづく割当制の不平等と通貨條項にあつたことは、もはや多言を要しないであろう。もちろん、輸出増大の可能性の存在する場合には、輸入の絶対額そのものは問題にならない。しかし、フィリッピンの輸出競争力はドルに対するペソの過高な価値比率によつて制限されざるをえない状態にある。それと同時に、フィリッピンの主要輸

出品には代替関係、および国際的競争による脅威がある。熱帯圏にあるフィリッピンが、若干の農産物について米国以上の利点をもつてゐることは確かである。だがそれはマニラ麻とコブラ（ココナツト油の原料）に限定されている。コブラでさえも、最近では米国の野菜油や清淨剤との激しい競争を避けることはできない。天然ゴムはフィリッピンの主要作物ではないが、それすらも良質の人造ゴムによつて代置された。甘蔗の生産費はハワイや米国ルイジアナ州よりも高いが、それは土地生産力の著しい低さ（他国の二分の一以下といわれる）によるものである。戦前、輸出面において王座を占めたフィリッピン砂糖のおもかげは今日すでにない。もし、フィリッピンの砂糖が日本に輸出しうるとすれば、それはインドネシアの砂糖工業が一時的に就業してゐないためであるといわれている。さらにペソの過高な価値比率と生計費の高騰<sup>(註)</sup>によつて、フィリッピン・コブラはセイロンやインドネシアのコブラと競争しえない。このようにフィリッピンの輸出が拡大しうる可能性はきわめて乏しい。かくてフィリッピンの将来は、国内向工業生産の増大と経済多角化にあるといわねばならない。だがこのことも現通商協定の下では実現性に欠けてゐる。割当制限なくして安価な米國商品の流入を防ぎとめることは困難だからである。たとえ五四年以降、累年五%の逓増関税率が適用されようとも、生産力の卓越せる米國工業製品がこの枠をのり越えて侵入する見透しは強い。しかもこの際、米國商品に対するフィリッピンの基本関税率が、フィリッピン商品に対する米國の基本関税率よりも低いことを充分留意すべきである。かくてフィリッピンにおける国内向工業生産の増大と経済多角化の実現は、ベル通商協定の廃棄を前提とする。

(註) 米國市場との特惠貿易は、フィリッピンの価格水準が米國の価格水準に密接に関連することを意味した。一九四九年におけるマニラの生計費は、一九三七年を一〇〇として三八五の指数に達し、一方食糧費は四〇五に達した。

すでに述べたごとく、フィリップピンは戦後の経済危機を克服しようとして、米大統領の認可の下に、強力な輸入統制・為替統制を実施した。しかし、このような政策は一時的な性格をもつものであり、せいぜい関税制度に代る不満足な代替物以上を出ない。それは政治的な要因を介入せしめ易く、管理を不可避免的に困難ならしめる。輸入制限によつてある種の商品の価格が高騰すれば、商人の利得は不当に増大するが、しかも関税制度のように国家財政をうるおすことはない。この反面、関税制度は永続的な性格をもつものであり、管理上・国家財政上、有効な輸入統制策となりうる。後進国の国内工業の育成に関税の果たす役割は、今日もなおいぜんとして大きい (K. W. Rothschild, *The Small Nation and World Trade, Economic Journal*, April, 1944, 参照)。しかし、フィリップピンの関税自治権は、ベル通商法の下にきつて制限されている。

この協定中もつとも問題になる点は、「平等権」條項 (parity or equal rights provision) と呼ばれるものであるが、それはつぎの規定をさす。「一九七四年七月三日をこえない期限をもつて、すべてのフィリップピンの公有の耕地・森林・および鉱山、ならびに水力、鉱水・石炭・石油・鉱物資源、および公共事業の運営は、もしなにびとかに開放せられるときは、米国民および米国民が直接・間接に管理するすべての形式の企業体に向つて開放せられる」(第七條第一項)。この條項はフィリップピンの憲法修正を必要とするものであつたが、これに対してフィリップピンの世論は沸騰した。この修正に反対するものは、この平等権條項によつてフィリップピンに「帝國主義的經濟搾取」の門戸を開放し、米比經濟力の隔絶からフィリップピン企業者の經濟的利益を奪いとるものであるとした。しかしながら、一九四七年三月一日の國民投票の結果、この平等権條項は八対一の比率で承認され、ここにベル通商法は全面的に有効化するに至つた。この投票に際して有権者の六割は棄権したと報ぜられているが、これによつてフィリップピンは

米国の投資市場として法的に保証されたのである。

ペル通商法は一方的な絶対的割当制度を通じて、米国内生産者を保護すると同時に、フィリッピンを米国の輸入市場として確保し、さらに平等権條項や資本の自由移転、ドル・ペソ関係の固定化によつて、資本輸出市場としてのフィリッピンを規定するものであつた。それは「米国の経済的利益と機会を保護しようとする今世紀初頭にみられた欲望の復活」(グランダー・リヴェット)であつた。

一九四六年四月、ウィリアム・L・クレイトンは、上院財政委員会の公聴会において、「絶対的割当はもつとも悪い貿易制限の一つ」であり、さらに平等権條項は米国の「完全独立の誓約に反する」と批難した。また一九四五年一〇月、メリーランド州選出上院議員ミラード・E・タイディングスは、「この法案に賛成するフィリッピン以外の人々の大部分は、事実においてフィリッピンの独立に反対するものである。……かれら全体に共通する考え方は、たとえフィリッピンを政治的に失うとも、経済的に維持しようとすることである」と述べた。しかし、これらの意見がペル通商法案を根本的にくつがえすほど強力でなかつたことは、実定法の示すとおりである。

さらにペル通商法の性格は、フィリッピン復興法との関係のうちに明確化されねばならない。一九四六年のフィリッピン復興法(Philippine Rehabilitation Act of 1946)は、主として戦災による個人、および企業の財産補償(米比両国人に対する)を目的として、六億二千万ドルの借款を認めたものであつた。その内訳は財産補償費四億ドル、米國がフィリッピンに所有した余剩財産の讓渡一億ドル、公共施設の復興・改善費(道路・港湾・公共衛生施設を含む)一億二千万ドルである。この項目中で最大の考慮が払われたのは戦災補償費であるが、この処理機関として三名の委員(一名のみフィリッピン人)から成る戦災委員会(War-damage Commission)が設けられ、個人および企業の戦

災額の申請を受理し、補償額の決定・配分を行つた。一請求者一件当りの補償基準額は五〇〇ドルで、それ以上の超過分については二五%の削減が行われた。この補償額はフィリッピンの実際の補償請求額(推計二億ドル)をはるかに下廻るものであつたが、問題はこの復興法の成立にさき立つて、米国会が「五〇〇ドルを上廻る財産補償支払は、フィリッピンが通商協定を認めるまでは行わない」という申合せをしたことである。これに対して、上院議員ロバート・A・タフト、ミラード・E・タイディングス等は、「フィリッピンはこの援助を焦眉の急としてゐるため、(通商)法案がさらに満足なものになるまで、議会で頑張ることは出来ないであらう」と反対した。復興法と通商法の関係はこの言葉のうちにもつともよく示されている。一九四六年四月三〇日、フィリッピン復興法はベル通商法と同時に、トルーマン大統領の調印をうるに至つた。それはフィリッピン独立のまさに二カ月前のことであつた。

戦後のフィリッピンと米国との関係は、一九四七年三月一四日の九九九年軍事基地協定をもつて完成された。フィリッピンの独立は、復興法・ベル通商法・軍事基地協定の密接な関連の上に理解されねばならない。「フィリッピンが経済的・軍事的契約によつて、米国にほとんどこれまでと同様に密接に結びつけられたことは、奇異ではあるが、しかも事実である」(ゲランダー・リヴァエノイ)。

### 三

最後にベル通商法がフィリッピン経済にいかなる影響を与えるかを要約し、ついでフィリッピンにおけるベル通商法改正の方向を述べる。

- (1) ベル通商法は、フィリッピン経済の安定を恒常的に阻害し、海外経済の変動に耐えうる経済体制の確立を妨げ

る。フィリッピンの主要市場である米国の景気後退は、フィリッピン経済に甚大な影響をもたらす。

(2) フィリッピンの輸出商品に対する割当制限と米国からの無制限輸入は、フィリッピンの輸入支払能力を制限し、国際收支の不均衡を拡大する。

(3) 米国からの無制限輸入は、フィリッピンの幼稚産業の育成と、消費財の国内生産を阻害し、生計費の高騰をもたらす。それは国際市場におけるフィリッピン商品の競争能力を奪う。

(4) それによつて同時に、米国以外の国民との通商関係が阻害される。

(5) それはフィリッピン政府の主要なる財政収入源——米国商品への輸入関税——を奪う。

(6) 通貨條項は、フィリッピンの通貨、および為替自治権を奪い、国内経済の保護・発展に必要な金融・為替政策を不可能ならしめる。

(7) 通貨條項、平等權條項は、米国の資本侵出を促進する。それによつて民族産業の確立が阻害される。

この結果は、米国との植民地的経済関係の存続であり、一国に対する従属経済の確立である。政治的独立は、経済的自立なくして今日不可能である。フィリッピンの経済的自立は、通商法の改廃なくしてはありえない。通商法による自由貿易期間は来年七月をもつて終了し、新たな段階（関稅適増期）に入らんとしている。今日、フィリッピンがこの協定の再検討を要望するのは当然であろう。フィリッピンの希望する改正案は、一九五四年以降、協定失効にいたるまでの二〇年間、選択自由貿易 (selective free trade) の期間を設けるにある。その間、現在米比間の自由貿易量——相互に約一億五千万ドル——は認めるが、関稅自治權の確立によつて、非基本物資には重稅を賦課すると同時に、基本物資の輸入は無關稅、自由とする。輸入商品の種類をこれによつて消費財から資本財に変化せしめる。その

意図するところは、国際收支の均衡化と経済発展計画の促進であり、植民地経済から多角経済（工業化を含む）への移行である。ナイリッピンは、現在、この選択自由貿易の要求と同時に、ソンの対外レートの改正、通貨・為替自治権の獲得、平等権條項の廃止を要望してゐると伝えられる。ナイリッピンの将来とナシヨナリズムの方向は、今後の通商法改正のありかたにかんよつて左右されるところが大きいであらう。（一九五三・九・一〇）

〈参照文献〉

- \* Araneta, Salvador, "Philippine Economic Problems, Progress and Programmes." *Far Eastern Economic Review*, June 4, 1953.
- \* Cuaderno, M., "The Bell Trade Act and the Philippine Economy." *Pacific Affairs*, Dec. 1952.
- \* Grunder, G. A. & Livezey, W. E., "The Philippines and the United States." Oklahoma Univ. Press, 1951.
- Halsena, James J., "Philippine Financial Policies." *Far Eastern Survey*, May 4, 1949.
- , "Development Plans in the Philippines." *Far Eastern Survey*, Oct 5, 1949.
- Jenkins, Shirley, "Financial and Economic Planning in the Philippines." *Pacific Affairs*, March, 1948.
- , "Philippine White Paper," *Far Eastern Survey*, Jan. 10, 1951.
- \* Rosinger, Lawrence K., "The Philippines-Problems of Independence." *Foreign Policy Reports*, Sept. 1, 1948.
- Stine, Leo C., "Philippine Labour Problems and Policies." *Far Eastern Survey*, July 13, 1949.
- \* Report to the President of the United States by the Economic Survey Mission to the Philippines, Washington, D. C. Oct. 9, 1950.

\* 田中トシヲ博士が「日本の通商手続」なる著書に Shirley Jenkins, "American Economic Policy toward the Philippines." (American IPR), 1953. 頁 167 米政府の通商手続を詳述した文通を引いて居る。